

三木市・吉川町合併協議会会議運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、三木市・吉川町合併協議会規約第10条第3項の規定により、三木市・吉川町合併協議会の会議(以下「会議」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 会議は、原則公開とする。ただし、委員の半数以上の賛同があるときは、公開しないことができるものとする。

2 会議の運営に際しては、公平かつ公正な協議の推進に努めるものとする。

(会長等の責務)

第3条 会長(以下「議長」という。)は、副会長と連携しながら、迅速かつ能率的に会議を運営することに努めなければならない。

2 委員は、会議に積極的に参画し、円滑な議事運営に協力しなければならない。

(会議の開閉等)

第4条 会議の開会及び閉会は、議長が宣告する。

2 委員は、議長の許可を得た後、発言するものとする。

(会議の進行)

第5条 会議の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし、合併協定項目の基本的協議事項については、4分の3以上をもって決する。

(傍聴)

第6条 会議の傍聴については、議長が別に定める。

(会議録)

第7条 議長は、次に掲げる事項を記録した会議録(様式第1号)を調製するものとする。

- (1) 開催日時及び場所
- (2) 出席委員等の氏名
- (3) 議題及び議事の要旨
- (4) その他議長が必要と認めた事項

(会議録署名委員)

第8条 会議録には、会議録署名委員2人が署名を行う。

2 前項の会議録署名委員は、会議毎に議長が2人を指名する。

(会議録の公開)

第9条 会議録及び会議に提出された文書は、原則公開とする。

2 前項の公開は、議長が定める方法により行うものとする。

(規律)

第10条 何人も、会議中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

2 会議場において、資料、新聞紙、文書等を配付するときは、議長の許可を得なければならない。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月8日から施行する。

様式第1号(第7条関係)

会 議 録

会議の名称			
開催日時		年 月 日()	
		開 会 時 分	閉 会 時 分
開催場所			
議長氏名			
出席者氏名		別紙「出席者名簿」のとおり	
欠席者氏名			
会議事項	1 議 題		2 会議結果
会議の経過		別紙のとおり	
会議資料			
会 議 録 の 確 定			
確 定 年 月 日		署 名 押 印	
年 月 日		署名委員	
		印 印	

会議経過

発 言 者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項